「でんさいライト」の取扱開始ならびに関連規定の制改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

手形・小切手に関しましては、2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5 年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた取り組みを行っております。

当金庫は、「2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、下記のとおり「でんさいサービス」の新たなご利用形態である「でんさいライト」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

また、これに伴い関連規定を制改定いたしますので併せてお知らせします。

当金庫は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

記

# 1. でんさいライトの特徴

- ▶ デジタルに不慣れな方でも容易に操作できる簡易な商品設計(利用手続き・画面の仕様・提供する機能・サービス等)
- ▶ デバイスも幅広く利用可能 (PC・タブレット・スマートフォン)

### 2. でんさいライトの詳細内容

以下のホームページをご覧ください。

- でんさいネット: https://www.densai.net/
- でんさいライト: https://www.densai.net/densai-light/





### 3. 制改定する規定

なお、制改定内容は別紙をご覧ください。

- ▶ でんさいサービス利用規定 (改定)
- ▶ でんさいライトサービス利用規定 (制定)
- ▶ 株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程 (改定)
- ▶ 株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則 (改定)

### 4. 取扱開始日 令和6年11月18日(月)

### ≪電子的な決済方法への移行推奨≫

手形・小切手に代わる決済方法として、「WEB-FBサービス」や「でんさいサービス」への移行をご案内しております。是非ともご検討をお願い申し上げます。

帯広信用金庫

旧 条 文

## 新 条 文

#### 第1条~第14条 省略

#### 第15条(決済口座)

- 1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。
- 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u>
- 3. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 4. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

#### 第16条~第31条 省略

### 第32条(でんさいの活用)

お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、当金庫所定の手続きによりでんさいを活用した与信取引の申込をすることができるものとします。

### 第1条~第14条 省略

#### 第15条(決済口座)

- 1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。
- 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。
- 3. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 4. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

### 第16条~第31条 省略

### 第32条(でんさいの活用)

お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、当金庫所 定の手続きにより、でんさい割引等でんさいを活用した与信取引の申込をすることが できるものとします。

- 2. でんさい割引申込に関して、お客様は、当金庫に対し、割引希望日の3営業日前の1 5時までに割引申込を行うものとします。この際、次の条件を前提とすることとしま す。
  - 一業務規程等に基づく譲渡・分割譲渡記録請求の手続きについては、当金庫に依頼すること
  - 二 当該記録請求は、当金庫が定める日時において行われることおよび申込人であるお客様を電子記録保証人とする保証記録が随伴されること
  - 三 当金庫が、譲渡された電子記録債権を返還する場合の当金庫による記録請求の 手続きは、でんさいネットが記録請求を制限していない期間において、当金庫 を電子記録保証人とする保証記録が随伴しない譲渡記録によって行われること
  - 四 前号の記録請求の手数料は申込人であるお客様が負担すること
- 3. でんさい割引申込に関して、当金庫は、お客様から割引申込を受ける都度、当金庫所 定の審査を行い、当該申込を謝絶する場合があります。審査結果については都度通知 します。

# 新旧条文対照表 (でんさいサービス利用規定)

き、同意します。希望日より割引が遅延または割引されなかったことにより損害等が生じても、原則として当金庫は責任を負いません。         第33条~第36条 省略         第33条~第36条 省略	新旧条文対照表(でんる	さいサービス利用規定)
き、同意します。希望日より割引が遅延または割引されなかったことにより損害等が生じても、原則として当金庫は責任を負いません。         第33条~第36条 省略         第33条~第36条 省略	旧条文	新条文
	第33条~第36条	



# でんさいライトサービス利用規定

2024年11月18日現在

帯広信用金庫(以下「当金庫」といいます)は、株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)の窓口金融機関として、利用者(以下「お客様」といいます)に提供するでんさいライトサービス(以下「本サービス」といいます)について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細 則およびでんさいライト利用規程(以下「業務規程等」と総称します)において、使用する用語の例によります。

### 第1条(利用の申込み)

- 1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに業務規程等の内容をご承諾のうえ、利用申込書および口座振替依頼書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。
- 2. お申込みには、債務者として利用が可能な(この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能)お申込みのほか、自らを債務者とする発生記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みすることができます。

### 第2条(利用資格)

利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件のほか、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- 一 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと
- 二 債務者利用(債権者利用限定特約を付さない)の場合は、電子交換所の取引停止処分を受けていないこと

### 第3条(サービス内容)

- 1. 当金庫は、お客様がでんさいライトを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
  - 一 電子記録の請求に関するサービス
  - 二 電子記録の開示に関するサービス
  - 三 でんさいの決済に関するサービス
  - 四 前3号に付随するサービス
- 2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

#### 第4条(請求の制限)

- 1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
- 2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

#### 第5条(開示の請求)

- 1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。
- 2. 開示の請求結果の通知については、当金庫が定める方法により取り扱います。

#### 第6条(利用日・利用時間)

- 1. 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。
- 2. 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 第7条(決済口座)

- 1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。
- 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。
- 3. 届出可能な決済口座の口座数は、1つとします。
- 4. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 5. 決済口座の変更等については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

### 第8条(利用手数料)

- 1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)をいただきます。 なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。
- 2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、定期性総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・ 払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から、 当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
- 3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 4. 当金庫が収受する利用手数料とでんさいネットが収受する手数料があった場合、いずれを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の任意とします。
- 5. 決済口座から利用手数料を引き落とす際に、領収書は発行しないものとします。
- 6. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税等相当額を支払うものとします。
- 7. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税等相当額をいただきます。
- 8. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

#### 第9条(口座間送金決済)

- 1. 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。
- 2. 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、定期性総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- 3. 前項による決済口座からの決済資金の引き落しができない場合は、債権者の口座への払い込みを行うことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- 4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落すかの順序は、当金庫の判断により行います。
- 5. でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落しを行います。

### 第10条(口座間送金決済の中止)

債権者または債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、 当金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

#### 第11条(支払不能時の取扱い)

- 1. 当金庫は、お客様の決済口座からでんさいの決済資金を引き落とせない事由が生じた場合、その事由をでんさいネットへ通知するものとします。
- 2. 前条により口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立をすることができます。
- 3. 前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当金庫に預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異

議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。

4. 支払不能事由が不正作出である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

### 第12条(債権者利用限定特約等)

- 1. 当金庫は、当金庫が必要と認めた場合に債務者利用停止措置をとることができます。この場合、業務規程等に基づき、当金庫所定の期間を経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱います。
- 2. お客様が、債権者利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫の審査を得たうえで、当該特約の解除を行うことができます。
- 3. 前項の債権者利用限定特約には、第1条第2項に基づき同特約の利用申込を行った場合のほか、本条第1項 または業務規程等の定めにより債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱う場合を含みます。

#### 第13条(利用者登録事項の変更)

お客様は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第14条 (個人であるお客様が死亡した場合の取扱い)

- 1. お客様が死亡した場合に相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。
- 2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
  - 一 でんさいネットが指定する書類
  - 二 当金庫が指定する書類
- 3. 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

### 第15条(合併および会社分割の取扱い)

- 1. お客様の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面により、その旨を届け出てください。
- 2. 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の審査の結果、承継した利用契約の地位に基づく本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

#### 第16条(利用者による解約)

- 1. お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等に係る契約の解約の申出を行うことができます。
- 2. 前項の解約は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認したときに行うことができます。

## 第17条(当金庫による解除等)

- 1. 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、お客様に事前に通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することができます。
  - 一 業務規程等に定める解除事由に該当した場合
  - 二 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
  - 三 本規定に違反した場合
  - 四 その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
- 2. 当金庫が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
- 3. 本規定による契約が解約または解除された後も、第8条 (利用手数料)、第25条 (機密保持)、第28条 (免責事項)、第31条 (規定等の変更) および第33条 (準拠法・合意管轄) の規定はなお効力を有するものとします。

### 第18条 (解約時の未処理取引)

当金庫は、利用契約が解約または解除等により終了した場合には、その時までに各種請求等の処理が完了 していない取引依頼について、その処理をする義務を負わず、またそれによって生じた損害についても責任 を負いません。

### 第19条 (破産手続開始決定等の届出等)

お客様は、破産手続開始決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店 に、その旨を届け出るものとします。

### 第20条(でんさいサービスから本サービスへの移行)

当金庫のでんさいサービスから本サービスへ移行する場合において、仕掛中債権に該当するでんさいがない状態においてのみチャネル移行を許容します。

### 第21条(信託の電子記録)

当金庫の本サービスでは信託の電子記録を取り扱わないことから、お客様が信託財産の受託者としての利用をすることはできません。

### 第22条 (電子記録の訂正等の届出)

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める 事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその旨を届け出るものとします。

### 第23条 (利用可能な文字)

- 1. 決済口座等におけるお客様の名称もしくは氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合、でんさいネットが指定する文字に変更することがあります。
- 2. お客様は、お客様または他の利用者の名称または氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合において、でんさいネットが指定する文字等で記録されたときに異議を述べることができないものとします。

#### 第24条(利用者情報の取扱い)

- 1. 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
- 2. 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。

なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客様に関するものに限ることとします。

- 一 でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため
- 二 でんさい取引円滑化のため
- 三 当金庫の与信取引上の判断のため
- 四 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため
- 五 本サービスの申込みの受付および継続的な取引における管理のため
- 六 お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 七 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
- 八 当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため
- 九 その他当金庫との取引を円滑に行うため
- 3. 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさいネットおよび第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
- 4. でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
- 5. でんさいネットまたは当金庫は、業務規程等に基づき債権記録に記録されている事項または記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同

#### 意するものとします。

- 一 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- 二 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- 三 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- 四 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
- 五 譲渡記録における譲渡人に係る情報(決済口座を含む)
- 六 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- 七 支払不能事由に係る情報
- 八 異議申立の有無に係る情報
- 九 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消に係る情報
- 十 その他業務規程等で開示の対象となる情報

### 第25条(機密保持)

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

### 第26条 (通知等の連絡先)

- 1. 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、でんさいネットまたは当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- 2. 当金庫がお客様にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 3. 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第27条 (障害時の対応)

当金庫は、でんさいライトの障害等によりお客様がでんさいライトを用いた記録請求ができない場合、業務規程等に基づき書面により記録請求を受け付けるものとします。

## 第28条(免責事項)

- 1. 当金庫は、本サービスにおける届出印を決済口座(代表口座)による届出印とし、お客様は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客様の意思を表示した書面であるものとみなします。
- 2. 当金庫が、諸届書類または諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 3. 当金庫以外の参加金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・ 不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
- 4. 災害・事変、法令、当金庫の責めに帰すことのできない裁判所等公的機関の措置によりお客様に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 5. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことによりお客様の取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 6. 本サービスを通じてなされたお客様と当金庫間の通信の記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 7. 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保し

てください。当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

8. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合(当局検査を含む)、当金庫はお客様の承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 第29条(でんさいの活用)

- 1. お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、でんさいライトを通じて、または当金庫所定の手続きにより、でんさい割引等の申込みができるものとします。
- 2. でんさいライトを通じた割引申込に関して、お客様は、当金庫に対し、割引希望日の3営業日前の15時までに割引申込を行うものとします。この際、次の条件を前提とすることとします。
  - 一 業務規程等に基づく譲渡・分割譲渡記録請求の手続きについては、当金庫に依頼すること
  - 二 当該記録請求は、当金庫が定める日時において行われることおよび申込人であるお客様を電子記録 保証人とする保証記録が随伴されること
  - 三 当金庫が、譲渡された電子記録債権を返還する場合の当金庫による記録請求の手続きは、でんさいネットが記録請求を制限していない期間において、当金庫を電子記録保証人とする保証記録が随伴しない譲渡記録によって行われること
  - 四 前号の記録請求の手数料は申込人であるお客様が負担すること
- 3. でんさいライトを通じた割引申込に関して、当金庫は、お客様から割引申込を受ける都度、当金庫所定の審査を行い、当該申込を謝絶する場合があります。審査結果についてはでんさいライトを通じて都度通知します。
- 4. でんさいライトを通じた割引申込に関して、お客様は、希望日に割引がされないことがあることにつき、同意します。希望日より割引が遅延または割引されなかったことにより損害等が生じても、原則として当金庫は責任を負いません。

### 第30条 (関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

### 第31条 (規定等の変更)

- 1. 当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
- 2. 変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。
- 3. 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

#### 第32条(業務規程等による取扱い)

- 1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
- 2. 災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第9条第2項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って 処理するものとします。
- 3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第33条(準拠法・合意管轄)

- 1. 本規定の準拠法は日本法とします。
- 2. 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以上

新旧条文対照表(株式会社全銀電	這子債権ネットワーク 業務規程)
旧 条 文	新 条 文
第1条 省略	第1条 省略
(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 -~二十五 省略  第1条~第10条 省略	(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 -~二十五 省略 二十六 提携記録機関 当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。 二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。 二十八 でんさいライト 当会社が直接運営および管理を行う、電子記録の請求および開示のためのインターネット・サービスをいう。 第1条~第10条 省略
	(提携の停止措置) 第 10 条の 2 当会社は、特定記録機関変更記録の取扱いを停止することができる。 (提携の解除等に関する免責) 第 10 条の 3 当会社は、提携記録機関との記録機関変更記録に係る提携契約の解除または前 条の規定により特定記録機関変更記録の取扱いを停止することによって利用者およ び参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

#### (当会社の利用)

- 第11条 当会社の利用は、業務規程細則で定める場合を除き、利用者でなければすることができない。
  - 2 利用者は、第28条第1項に規定する場合を除き、窓口金融機関が定めるところにより、当該窓口金融機関を通じて、当会社を利用しなければならない。

**3** 個人である利用者(保証人等を除く。)は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。

# (当会社の利用)

- 第11条 当会社の利用は、業務規程細則で定める場合を除き、利用者でなければすること ができない。
  - 2 利用者は、<u>次に掲げるいずれかの方法により、</u>当会社を利用しなければならない。 ただし、第28条第1項または第2項に該当する場合は、当該各項の定めるところに よる。
    - 一窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法二でんさいライトにより利用する方法
  - 3 利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更することができる。
  - 4 個人である利用者(保証人等を除く。)は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。

### 旧 条 文

- 4 利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。
- 5 利用者が第3項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

### (利用契約の締結要件)

第12条 利用者は、次に掲げる要件の全部を満たす者でなければならない。

一~七 省略

- 2 省略
- 3 保証利用限定特約を締結する利用者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。
  - 一 第1項第2号から第6号までに掲げる要件の全部を満たすこと
  - 二 消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準ずる個人(事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。)または保証人等であること
  - 三 参加金融機関が認めた者であること
- 4 省略

### (利用申込)

- 第13条 利用者になろうとする者は、参加金融機関が定めるところにより、業務規程等の 内容を承認のうえ、参加金融機関に対し、利用の申込をしなければならない。
  - 2 省略
  - 3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。

4~7 省略

第14条~第20条 省略

### (当会社が取り扱う電子記録)

第21条 当会社は、次に掲げる電子記録をする。

一~八 省略

2~3 省略

- 5 利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。
- 6 利用者が第3項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

条

文

#### (利用契約の締結要件)

第12条 利用者は、次に掲げる要件の全部を満たす者でなければならない。

一~七 省略

- 2 省略
- 3 保証利用限定特約を締結する利用者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。
  - 一 第1項第2号から第6号までに掲げる要件の全部を満たすこと
  - 二 消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準ずる個人(事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。)または保証人等であること
  - 三 でんさいライトの利用契約でないこと
  - 四 参加金融機関が認めた者であること
- 4 省略

### (利用申込)

- 第13条 利用者になろうとする者は、参加金融機関が定めるところにより、業務規程等の 内容を承認のうえ、参加金融機関に対し、利用の申込をしなければならない。
  - 2 省略
  - 3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、<u>でんさいライトの利用契約の場合は当会社が、それ以外の場合は参加金融機関が</u>申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。

4~7 省略

第14条~第20条 省略

## (当会社が取り扱う電子記録)

第21条 当会社は、次に掲げる電子記録をする。

一~八 省略

九 特定記録機関変更記録

2~3 省略

旧 条 文

新 条 文

### (電子記録の請求制限等)

第22条 利用者は、本章および次章で定めるところにより、当会社に対し、前条第1項第 1号から第7号までに掲げる電子記録の請求をすることができる。ただし、次の各号 に掲げる場合には、利用者は当該各号に定める電子記録に限り請求することができ るものとする。

一~十一 省略

2 利用者が前項ただし書に反して請求をしたことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

### (電子記録の請求)

- 第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。
  - 2 前項の電子記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次 章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなけれ ばならない。

第24条 省略

### (当会社による電子記録および通知)

- 第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく(利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく)、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。
  - 2 当会社は、前項の電子記録(口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34 条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。)をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容(記録機関変更記録をしない旨を除く)について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。

### (電子記録の請求制限等)

第22条 利用者は、本章および次章で定めるところにより、当会社に対し、前条第1項第 1号から第7号までに掲げる電子記録の請求をすることができる。ただし、次の各号 に掲げる場合には、利用者は当該各号に定める電子記録に限り請求することができ るものとする。

一~十一 省略

十二 利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外の電子記 録

2 利用者が前項ただし書に反して請求をしたことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

### (電子記録の請求)

- 第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。
  - 2 前項の電子記録以外の電子記録の請求は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供 してしなければならない。

第24条 省略

### (当会社による電子記録および通知)

- 第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく(利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく)、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。
  - 2 当会社は、前項の電子記録(口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。)をした場合には、遅滞なく、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容(特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く)について当会社から直接または窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める利用者に通知する。

旧 条 文

新 条 文

3 省略

### (債務者から双方請求をする場合の取扱い)

第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、 当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請 求をしなければならない。

一~三 省略

#### 2~3 省略

4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。

5~6 省略

### (債権者から双方請求する場合の取扱い)

- 第27条 発生記録の電子記録権利者は、当該電子記録権利者および電子記録義務者の双方 の窓口金融機関に対し、当会社が認めた場合であって、かつ当該電子記録権利者お よび当該電子記録義務者に対し、双方の窓口金融機関が認めた場合に限り、当会社 に対し、当該発生記録の請求をすることができる。
  - 2 単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。
  - 3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。

#### 4 省略

5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口

3 省略

### (債務者から双方請求をする場合の取扱い)

第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、 当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。

一~三 省略

#### 2~3 省略

4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者 (利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。) は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。

5~6 省略

### (債権者から双方請求する場合の取扱い)

- 第27条 発生記録の電子記録権利者は、当該電子記録権利者および電子記録義務者の双方 の窓口金融機関に対し、当会社が認めた場合であって、かつ当該電子記録権利者お よび当該電子記録義務者に対し、双方の窓口金融機関が認めた場合に限り、当会社 に対し、当該発生記録の請求をすることができる。
  - 2 単独保証記録の電子記録権利者<u>(利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。</u>)は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。
  - 3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者<u>(利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。)</u>は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。

#### 4 省略

5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、当会

### 旧 条 文

<u>社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

文

条

新

金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

#### (電子記録の請求の特則)

第28条 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第22条第1項第10号に定める電子記録に限り請求をすることができる。

- 2 当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備 するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。
- 3 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

### (電子記録等の通知の特則)

第29条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第25条第2項、第27条第3項および同条第5項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。

一~三 省略

第30条~第37条 省略

### (電子記録の請求の特則)

- 第28条 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第22条第1項第10号に定める電子記録に限り請求をすることができる。
  - 2 でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて第22条第1項第12号に定める電子記録の請求をすることができる。
  - 3 当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。
  - 4 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

## (電子記録等の通知の特則)

第29条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第25条第2項、第27条第3項および同条第5項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。

一~三 省略

四 その他業務規程細則で定める場合

第30条~第37条 省略

## <u>(特定記録機関変更記録等)</u>

- 第37条の2 特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、業務規程細則で定める。
  - 2 提携記録機関から当会社への法第 47 条の 3 第 5 項の規定による通知および当会社 から提携記録機関への法第 47 条の 5 第 3 項の規定による通知の方法は、電子ファ イルもしくは書面の送付による方法とする。
  - 3 当会社は、変更後債権記録について、業務規程等の定めにかかわらず、変更前債権 記録の記録事項を記録原簿に記録できるものとする。

旧 条 文

新 条 文

第38条~第56条 省略

### (債権記録に記録されている事項の開示)

第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および 処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当該各号に定める事項の開示を請求する ことができる。

一~三 省略

2~3 省略

第58条~第60条 省略

#### (手数料)

- 第61条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が 定める手数料を支払わなければならない。
  - 2 利用者は、<u>第 28 条第 1 項、第 54 条第 3 項、第 57 条第 3 項および第 59 条第 3 項の</u> <u>請求または照会をする場合には、</u>当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。

第62条~第63条 省略

### (免責)

- 第64条 当会社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印 影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合 し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届 出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者 に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。
  - 2 窓口金融機関が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。

3~7 省略

8 当会社は、第10条、第11条<mark>第5項、</mark>第22条第2項、第25条第3項、第28条<mark>第3</mark>

第38条~第56条 省略

### (債権記録に記録されている事項の開示)

第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および 処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、<u>当会社に対し、直接または</u>窓口金融機関を通じて当会社に対し、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。

一~三 省略

2~3 省略

第58条~第60条 省略

#### (手数料)

- 第61条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が 定める手数料を支払わなければならない。
  - 2 <u>前項の規定にかかわらず、</u>利用者は、<u>次の各号に掲げる場合には、</u>当会社に対し、 当会社が定める手数料を支払わなければならない。
    - 一 第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会 をする場合
    - 二 でんさいライトにより請求をする場合

第62条~第63条 省略

## (免責)

- 第64条 当会社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。
  - 2 窓口金融機関<u>または当会社</u>が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関<u>または当会社</u>に登録されたものと一致することを窓口金融機関<u>または当会社</u>所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。

3~7 省略

8 当会社は、第10条、第11条**第6項**、第22条第2項、第25条第3項、第28条**第4** 

### 旧 条 文

項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

文

条

項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

### (規定の効力)

第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条<u>第 5 項</u>、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条<u>第 3 項</u>、第 45 条、第 56 条、前条および本条の 規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。

第66条~第68条 省略

### 附 則

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成25年2月4日から施行する。

### 附 則(平成26年1月1日改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

## 附 則(平成 29 年 4 月 1 日改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

# 附 則(令和5年1月10日改正)

### (施行期日)

### (規定の効力)

第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条<u>第 6 項</u>、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条<u>第 4 項</u>、第 45 条、第 56 条、前条および本条の 規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。

第66条~第68条 省略

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成25年2月4日から施行する。

新

### 附 則(平成26年1月1日改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

### 附 則(平成29年4月1日改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則(令和元年7月8日改正)

## (施行期日)

第1条 この細則は、令和元年年7月8日から施行する。

## 附 則(令和5年1月10日改正)

### (施行期日)

和一个人的一个人,我们会不知识的一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是	『「近代では、これでは、「一位のでは、「一位のでは、」という。
旧条文	新条文
第1条 この規程は、令和5年1月10日から施行する。	第1条 この規程は、令和5年1月10日から施行する。
	<b>附則(令和6年11月18日改正) (施行期日)</b> 第1条 この規程は、令和6年11月18日から施行する。

ĺΗ 条 文 新

### (定義)

第1条 この細則において使用する用語は、電子記録債権法(平成19年法律第102号。以 下「法」という。)および株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「当会社」とい う。) が制定した業務規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~七 省略

第2条~第3条 省略

### (業務時間および営業日等)

第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。

2~4 省略

第5条~第6条 省略

第7条~第15条 省略

### (電子記録の通知の方法等)

#### (定義)

第1条 この細則において使用する用語は、電子記録債権法(平成19年法律第102号。以 下「法」という。)および株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「当会社」とい う。)が制定した業務規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

条

文

一~七 省略

- 八 最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日 等(分割記録の予約後の記録番号および債権金額を含む)、債務者、債権者、 電子記録保証人の情報を開示内容とする開示をいう。
- 九 全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げる記録を除くすべての記録を開示 内容とする開示をいう。
  - ① 直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録
  - ② 訂正および回復の記録
  - ③ 発生記録における特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない 旨の記録
  - ④ 業務規程細則に定める特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対す る変更記録

第2条~第3条 省略

### (業務時間および営業日等)

第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。

ただし、でんさいライトによる電子記録の請求または開示に関する業務時間は、午 前8時から午後7時までとする。

2~4 省略

第5条~第6条 省略

# (でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限)

第6条の2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1利用契約ごとに 単一の決済口座を定めなければならない。

第7条~第15条 省略

### (電子記録の通知の方法等)

第 15 条 規程第 25 条第 2 項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当 ┃ 第 15 条 規程第 25 条第 2 項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当

新旧条文対照表(株式会社全銀電子	-債権ネットワーク 業務規程細則)
旧条文	新条文
該各号に定める利用者とする。 一〜六 省略	該各号に定める利用者とする。
(電子記録等の通知の特則) 第16条 規程第29条に規定する通知は、次に掲げる通知とする。 一〜二 省略	(電子記録等の通知の特則) 第 16 条 規程第 29 条に規定する通知は、次に掲げる通知とする。 一~二 省略 2 規程第 29 条第 1 項第 4 号に規定する場合は、窓口金融機関が、利用者が規程第 25 条および規程第 27 条に規定する通知を第 32 条の 4 に規定する通知であると誤認する おそれがあると認めた場合とする。

### (発生記録の請求の方法等)

第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところにより しなければならない。

2~6 省略

7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。

8~10 省略

第18条~第22条 省略

### (変更記録の請求の方法等)

第23条 規程第33条第3項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところにより しなければならない。

2~3 省略

4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の 電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項 各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する

## (発生記録の請求の方法等)

第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところにより しなければならない。

2~6 省略

7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>でんさいライトの利用者を債務者と</u> <u>する請求を行う場合は1円以上100万円以下、その他の場合は</u>1円以上100億円未満 とする。

8~10 省略

第18条~第22条 省略

### (変更記録の請求の方法等)

第23条 規程第33条第3項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところにより しなければならない。

2~3 省略

4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の 電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項 各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する

### 旧 条 文

旨の請求においては受託者)または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を進用する。

5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。

第24条~第32条 省略

### 新 条 文

旨の請求においては受託者)または債務者の双方が<u>当会社または</u>それぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を進用する。

5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。

第24条~第32条 省略

### (特定記録機関変更記録)

- 第32条の2 規程第37条の2第1項に規定する特定記録機関変更記録の請求または承諾お よび記録に関する事項については、この条の規定するところによる。
  - 2 利用者は、特定記録機関変更記録の請求または承諾をすることができる。
  - 3 特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者は、当会社および窓口金融機関が認めた場合、特定記録機関変更記録の請求または承諾を取り消すことができる。
  - 4 利用者は、特定記録機関変更記録を請求または承諾する場合、提携記録機関が定め るところにより、次に掲げる事項についての情報を、提携記録機関を通じて当会社に 通知しなければならない。
    - 一 債権者の利用者番号
    - 二 債務者の利用者番号
    - 三 債権者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登記された住 所または住民票等に記載された住所
    - 四 債務者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登記された住 所または住民票等に記載された住所
    - 五 債権者の決済口座の情報
    - 六 債務者の決済口座の情報
    - 七 特定記録機関変更記録の電子記録の日として指定する年月日
  - 5 前項第5号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする窓口金融機関との利用契約で定められた決済口座でなければならない。
  - 6 第4項第6号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をする ことができる旨を内容とする第4項の提携記録機関所定の窓口金融機関との利用契約 で定められた決済口座でなければならない。
  - 7 第4項第7号の年月日は、支払期日の8銀行営業日前以前の日で第4項の提携記録

	(小人人) 上上於他 1	「俱惟イツトソーク 未伤风性神則)
旧 条 文		新条文
		機関が定める日を指定することができる。
		8 利用者は、次に掲げる場合には、特定記録機関変更記録を請求することができな
		<i>∖</i> ′ <u>°</u>
		<u>一 記録機関変更記録をすることができない場合</u>
		- 三 債権金額が1万円未満または100億円以上である場合
		 四 債務者または債権者が2人以上である場合
		 五 支払方法が分割払いである場合
		- 六 発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合
		 である場合
		<u></u> 銀行営業日以外の日が支払期日である場合
		ー 九 支払等記録、質権設定記録、分割記録、記録機関変更記録、信託の電子記録、
		ー 強制執行等の電子記録がされている場合
		ー 十 発生記録に記録されている債務者が、規程第27条第3項の規定により電子記録の
		録に記録されている債権者を、当該電子記録権利者としていない場合_
		十一 発生記録に記録されている債務者が、規程第22条第1項の定めるところによ
		り、自らを債務者とする発生記録の請求が制限されている場合
		十二 発生記録に記録されている債権者が、規程第22条第1項の定めるところによ
		り、自らを債権者とする発生記録の請求が制限されている場合_
		十三 その他第4項の提携記録機関が定める場合
		9 当会社は、提携記録機関からの法第47条の3第5項の規定による通知を受けた場
		合には、第4項第7号の年月日以後遅滞なく、法第47条の5第2項に掲げる事項を
		記録原簿に記録する。
		10 当会社は、提携記録機関から当該提携記録機関において特定記録機関変更記録の請
		求がされている電子記録債権が強制執行等の対象となった旨の通知を受け付けた場合
		には、特定記録機関変更記録の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。
		   (変更後債権記録に対する変更記録)
		第32条の3 当会社は、利用者が特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合には、
		当該特定記録機関変更記録に係る変更後債権記録について、次に掲げる変更記録の
		請求が併せてされたものとして取り扱う。
		一 変更後債権記録の法第16条第2項各号に掲げる事項を、次に掲げる内容に変更す

	・
旧条文	新条文
	<ul> <li>② 銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨</li> <li>② 口座間送金決済により支払をする(規程第40条第2項第1号①および②に掲げる場合を除く。)旨</li> <li>③ 分割記録の請求をする場合には、第29条第3項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨</li> <li>④ 質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨</li> <li>⑤ 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨</li> <li>二 変更後債権記録の債権者および債務者の氏名または名称(債権者または債務者が法人である場合には、これらの代表者の氏名を含む。)および住所ならびにその決済用の預金口座または貯金口座を、利用者データベースに記録されている利用者登録事項の内容(決済日座に係るものとする。)に変更する変更記録 前項第2号の変更記録の電子記録の日の前日までに、利用者データベースに記録されている利用者登録事項が変更された場合には、同号に規定する利用者登録事項の内容は、当該変更後の内容とする。</li> </ul>
	(開示内容の記録および通知) 第32条の4 当会社は、前条第1項の変更記録後、遅滞なく当該変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するために、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて記録する。 2 当会社は、前項に定める記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債務者に対し、当該記録の内容を、規程第27条第3項に定める請求内容の通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。 3 当会社は、前条に定める変更記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債権者および債務者に対し、当該変更記録により変更されたでんさいの内容を、規程第25条第2項に定める通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という

文字を表示して通知することができる。

旧 条 文

### 新 条 文

### (債務者請求方式における請求の予約)

- 第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。
  - 一 発生記録
  - 二 譲渡記録
  - 2 省略
  - 3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。

4~5 省略

### (債権者請求方式における請求の予約)

- 第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。
  - 2 省略
  - 3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。
  - 4 省略
  - 5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に 同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、 第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金 融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。

6~7 省略

第35条 省略

### (債務者請求方式における請求の予約)

- 第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。
  - 一 発生記録
  - 二 譲渡記録
  - 2 省略
  - 3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の利用 契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。

4~5 省略

### (債権者請求方式における請求の予約)

- 第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。
  - 2 省略
  - 3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合に は、当該請求に係る電子記録義務者の<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金 融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。
  - 4 省略
  - 5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に 同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、 第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>利用契</u> <u>約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記 録権利者に対し、その旨を通知する。

6~7 省略

第35条 省略

旧 条 文

# 新条

### (電子記録の訂正および回復)

第36条 規程第39条第1項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 電子記録の請求に当たって当会社に提供された情報の内容と異なる内容の記録 がされている場合
- 二 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合
- 三 当会社が自らの権限により記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合四 当会社が自らの権限により記録すべき記録事項について、その記録がされていない場合(一の電子記録の記録事項の全部が記録されていない場合を除く。)

2~7 省略

第37条~第47条 省略

### (異議申立の手続の終了および異議申立預託金の返還許可)

第48条 規程第51条第2項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、次の各号に掲 げる場合に当該各号に定める者がすることができる。

一~三 省略

- 四 債務者が死亡した場合 債務者の地位を承継した者五 支払不能でんさいの支 払義務の有無について裁判 (調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有 するものを含む。以下同じ。) により確定した場合
  - ① 債務者が支払義務を負うことが確定したとき 債権者またはその地位を承継した者
  - ② 債務者が支払義務を負わないことが確定したとき 債務者またはその地位 を承継した者

六~八 省略

2~3 省略

第49条~第55条 省略

## (債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)

- 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしな ければならない。
  - 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。
    - 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法

### (電子記録の訂正および回復)

第36条 規程第39条第1項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

電子記録の請求に当たって当会社に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合

文

- 二 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合
- 三 当会社が自らの権限により記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合
- 四 当会社が自らの権限により記録すべき記録事項について、その記録がされていない場合(一の電子記録の記録事項の全部が記録されていない場合を除く。)

2~7 省略

第37条~第47条 省略

#### (異議申立の手続の終了および異議申立預託金の返還許可)

第48条 規程第51条第2項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、次の各号に掲 げる場合に当該各号に定める者がすることができる。

一~三 省略

- 四 債務者が死亡した場合 債務者の地位を承継した者
- 五 支払不能でんさいの支払義務の有無について裁判(調停、裁判上の和解等確定 判決と同一の効力を有するものを含む。以下同じ。)により確定した場合
  - ① 債務者が支払義務を負うことが確定したとき 債権者またはその地位を承継した者
  - ② 債務者が支払義務を負わないことが確定したとき 債務者またはその地位 を承継した者

六~八 省略

2~3 省略

第49条~第55条 省略

## (債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)

- 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしな ければならない。
  - 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。
    - 一 通常開示 次に掲げる方法

旧 条 文

条 文

- 二 省略
- 三 残高の開示 次に掲げる方法
  - ① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法
  - ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法
  - ③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法
- 3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に 掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利 を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対 し、次に掲げる情報を提供しなければならない。
  - 一 開示の請求をする者の情報
  - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
  - 三 その他窓口金融機関が定める情報

#### 4~5 省略

6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に 掲げる情報を提供してしなければならない。

#### 一~三 省略

- 7 省略
- 8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。
  - 一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法

- ① 最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法
- ② 全部開示 窓口金融機関が定める方法
- 二省略
- 三 残高の開示 次に掲げる方法
  - ① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法
  - ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の 場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方 注
  - ③ 定期的な基準日を指定する場合 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の 場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法
- 3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に 掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利 を有する者でなければすることができない。この場合において、<u>でんさいライトによ</u> <u>る請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u>窓口金融 機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。
  - 一 開示の請求をする者の情報
  - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
  - 三 その他窓口金融機関が定める情報

#### 4~5 省略

6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、<u>でんさいライトによる請求</u> <u>の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u>窓口金融機関に 対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。

一~三 省略

- 7 省略
- 8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。
  - 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる方法
    - ① 最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトのウ

和一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的	損惟不ツトソーク   耒份別住和則)
旧 条 文	新条文
二~三 省略	エブ画面に表示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法 ② 全部開示 窓口金融機関が定める方法 二〜三 省略 9 第7項第1号③および同項第2号②に掲げる事項については、発生記録の開示と同
第 57 条 省略	<u>じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を表示して開示する。</u> 第 57 条 省略
(記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等) 第58条 規程第59条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2~5 省略	(記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等) 第 58 条 規程第 59 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2~5 省略 6 第 32 条の 3 に定める変更記録の請求に際して提供された情報の開示は、第 2 項第 2 号に規定する方法でのみ請求することができる。 7 当会社は、特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者もしくは利用契約を解約しまたは解除された元利用者から、当該特定記録機関変更記録に係るでんさいについて、規程第 59 条第 1 項に規定する請求があった場合には、別表 4 に規定する事項を開示する。なお、当該開示は、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を、請求受付日時として第32 条の 4 の規定による記録をした日時を表示して開示する。
第 59 条~第 61 条 省略	第 59 条~第 61 条 省略
附則	附則
(施行期日) 第1条 この細則は、平成25年2月4日から施行する。	(施行期日) 第1条 この細則は、平成25年2月4日から施行する。
附 則(平成 26 年 1 月 1 日改正)	附 則(平成26年1月1日改正)
<b>(施行期日)</b> 第1条 この細則は、平成26年2月24日から施行する。	(施行期日) 第1条 この細則は、平成26年2月24日から施行する。
附 則 (平成 28 年 4 月 18 日改正)	附 則 (平成 28 年 4 月 18 日改正)

(施行期日)       (施行期日)       (施行期日)       第1条       この細則は、平成 29 年 4 月 1 日 改正)         (施行期日)       第1条       この細則は、平成 29 年 4 月 1 日 から施行する。       附別(令和元年7月8日改正)         (施行期日)       第1条       この細則は、今和5年 1 月 10 日 から施行する。         (施行期日)       第1条       この細則は、令和5年 1 月 10 日から施行する。         (施行期日)       第1条       この細則は、令和6年 11 月 18 日改正)         (施行期日)       第1条       この細則は、令和6年 11 月 18 日改正)         (施行期日)       第1条       この細則は、令和6年 11 月 18 日改正)	新条文
(施行期日)       第1条 この細則は、平成29年4月1日から施行する。         附則(令和元年7月8日改正)       (施行期日)         第1条 この細則は、平成29年4月1日から施行する。       第1条 この細則は、令和元年年7月8日から施行する。         附則(令和5年1月10日改正)       所則(令和5年1月10日改正)         (施行期日)       第1条 この細則は、令和5年1月10日改正)         (施行期日)       第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。         財 則(令和6年11月18日改正)       (施行期日)         (施行期日)       (施行期日)	
第1条 この細則は、平成29年4月1日から施行する。         第1条 この細則は、平成29年4月1日から施行する。         所 則 (令和5年1月10日改正)         (施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日改正)         (施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。         附 則 (令和6年11月10日から施行する。         附 則 (令和6年11月18日改正)         (施行期日)         (施行期日)	附 則(平成29年4月1日改正)
(施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日改正)         (施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。         (施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。         附 則(令和6年11月18日改正)         (施行期日)	
第1条 この細則は、令和元年年7月8日から施行する。         附 則(令和5年1月10日改正)         (施行期日)       (施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。       第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。         附 則(令和6年11月18日改正)       (施行期日)         (施行期日)       (施行期日)	
(施行期日)       (施行期日)         第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。       第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。         附 則(令和6年11月18日改正)       (施行期日)	
第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。 第1条 この細則は、令和5年1月10日から施行する。 附 則(令和6年11月18日改正) (施行期日)	
	附 則 (令和 6 年 11 月 18 日改正)